

国水防第311号  
令和2年3月18日

山梨県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

長野県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

岐阜県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

静岡県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

愛知県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

三重県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

滋賀県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となつた設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができるこ<sup>ト</sup>とを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

京都府土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

大阪府土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願します。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

兵庫県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

奈良県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

和歌山県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

鳥取県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができるなどを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

島根県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願します。

### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

岡山県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

広島県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となつた設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

山口県土木主管部局長殿

国土交通省

水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願ひします。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号  
令和2年3月18日

徳島県土木主管部局長殿

国土交通省  
水管理・国土保全局防災課長



### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願します。

#### 記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。